

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	湖南町両浜地区(両浜集落)	平成25年10月29日	令和2年8月27日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	60.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	53.0 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.9 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現状地区内の農地は中心経営体による引き受け意向があるが、今後地区内農業者の高齢化が見込まれることから新たな担い手の育成確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

両浜地区の農地は中心経営体である営農生産組合1、認定農業者2経営体、既中心経営体3経営体が担っていくほか、地区内の後継者の育成にも力を注いでいく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	6 人	水稲ほか 畜産	48.85 ha 23 頭	水稲ほか 畜産	54.70 ha 23 頭	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・地域農業全体について</p> <p>当地区は、猪苗代湖へ流入する一級河川菅川地域であり、また、猪苗代湖は郡山市民の飲料水の水源地であることから、水稲については環境にやさしいエコ栽培の面積拡大に取り組むとともに、将来にむけては特別栽培や有機栽培にも取り組み、付加価値をつけたネット販売など販路の拡大を目指す。</p> <p>施設トマトについても、補助事業等を活用しながら面積拡大を図り、水稲と併せた複合化により経営の安定を目指す。</p> <p>当地区で既に実施している多面的機能支払交付金制度に係る活動と併せて有害鳥獣への対策も行うことで農地の荒廃を防いでいく。</p> <p>なお、施設、機械の導入・更新の際には補助事業等を積極的に活用していく。</p>
<p>・農地中間管理機構の活用方針、担い手の育成・確保について</p> <p>地区内の農地所有者がリタイヤする場合には、原則として農地中間管理機構に貸し付けることとし、将来的には中心経営体への農地の集積・集約をすすめていく。</p> <p>なお、今後も地域の担い手確保に努め、新規就農者については、地域ぐるみで技術指導や知識の継承をおこなう、本地区農業の維持発展を目指す。</p>

